

令和6年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和6年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業業務委託

2 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者等の事業継続を支援するため、特別高圧で受電する事業者等に対して助成を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）

4 業務内容

以下の内容で審査事務や事務局の設置、コールセンターの設置等の本事業の実施に必要な業務を行う。なお、各業務については必要に応じて県と協議の上実施することとする。

(1) 申請受付事務

- ア 県が別に定める「特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱」に基づき、事業者等から提出された申請書類を確認すること。
- イ 申請受付方法は「メール申請」と「郵送申請」（到着主義とする。）の2つの方法を設定し、申請を受付けること。
- ウ 申請受付は以下のとおり実施すること。
 - ・申請件数は400件程度を上限と想定する。
 - ・毎日、申請件数及び申請金額を確認し、報告すること。
 - ・添付書類に不足があった場合は、不足書類が全て揃うまで申請を受付けないこと。
 - ・申請書類に不足または不備があった場合は、速やかに事業者等に対して期限を定めて不足書類の提出、不備訂正を指示し、不備訂正が完了した書類により審査を進めること。また、定めた期限以降に申請者から再提出のあった書類は受領せず、返却すること。
 - ・不足書類等があり、不備訂正が整わなかったために申請を受付けなかった書類については返却すること。
 - ・受付は令和7年4月14日（月）から7月31日（木）までとする。

(2) 審査事務

- ・受付けた申請書類を確認し、申請内容を速やかに確認・審査すること。
なお、審査基準は県が別途定める。
- ・申請は、速やかに添付書類の過不足をチェックし、不足がないものを受け付けること。
- ・審査の結果、書類の修正、添付書類の追加が必要な場合は、速やかに事業者等に対して書類修正及び追加添付書類の提出を指示すること。その際、提出期限を設定し、理由無く期限内の提出がなかった場合は、不交付となる場合があることを事業者等に周知すること。

- ・申請件数、申請金額、処理件数及び処理した案件の合計金額は毎日記録し、県に報告すること。
- ・申請受付から概ね7日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）に審査を完了すること。
 なお、審査の完了までの日数には、書類の修正及び添付書類の追加提出を指示した日から提出までに要する日数は含まないこととする。
- ・全ての申請書類の審査、書類の修正及び添付書類の追加提出は、令和7年9月1日（月）までに完了させること。

（3）申請書データの入力及び県への提出等

- ・（2）の審査が完了した申請書類について、必要情報（名称、住所、申請内容、口座番号等）を入力した集計データを作成・整理・蓄積するとともに、紙に出力し、集計データの登載順に編綴すること。
 なお、必要情報の詳細については、県と協議の上、決定する。
 また、全てのデータの検索、特定、抽出、加工が容易にできるよう、施設種別、受電方式等の区分を設け、一団のデータで整理・蓄積すること。
- ・債権者登録に必要な各種データ（名称、住所、口座番号等の電子データ）を、県が提供する所定のフォーマット（エクセル）に落とし込み、完成したエクセルデータを県へ提出すること。
- ・支出負担行為の起票に必要な各種データ（債権者コード、交付金額等）を、県が提供する所定のフォーマット（エクセル）に落とし込み、完成したエクセルデータを県へ提出すること。
- ・申請書類の情報を入力した集計データ、追加提出分を含む申請書類データ、紙出力し編綴した申請書類一式、債権者登録に必要な各種データ及び支出負担行為の起票に必要な各種データ（以下、「審査結果品」という。）は、県が指定する期日までに提出すること。

（4）交付決定及び確定通知の発送等

- ・県は、（3）の審査結果品を受領した後、交付決定及び確定通知を作成し、後述（5）に記載の事務局に提供する。
 事務局は、県から交付決定及び確定通知を受領次第、封入、封緘し、被交付決定及び確定者宛に送付すること。不交付決定も同様に行うこと。
 なお、通知に要する費用は事務局負担とすること。
- ・事務局は、県の審査結果、交付決定及び確定（もしくは不交付決定）、支出予定日等の状況を、（3）の集計データに追加入力すること。

（5）事務局の設置

- ・上記（1）～（4）の業務を遅滞なく遂行するために、県と速やかかつ緊密に連携できるよう、県内に業務の遂行を行う事務局を設置し、十分な人員を配置すること。
- ・事務局は、県からの緊急の依頼に対応できる場所に設置するとともに、申請者からの

郵送受付場所となり得る場所とすること。

契約期間中、事務局の場所の変更可能だが、郵送受付場所は変更しないこと。

- ・事務局において本事業に関すること及び県からの依頼等に対応する統括管理者1名を配置し、全体の進捗管理や県からの依頼等に滞りなく対応すること。
- ・本事業に従事する者との間で秘密保持などの遵守事項を定め取り交わすこと。
- ・事務局の設置期間は、契約の日から令和7年9月19日（金）までとする。
ただし、県、受託者双方の了解により変更を行うことができる。
- ・事務局の開設時間は、土曜日、日曜日、休日を除く日の9時から17時までとする。
- ・事務局には、業務実施に必要な電話、パソコン、ネットワーク環境、机、椅子、パーテーション、複合機、書庫、用紙、その他業務に必要な機材、備品及び消耗品等を用意すること。また、業務実施に関し、事業者との不備訂正、修正等の連絡に必要な電話回線やファックス、メールの送受信環境も整えること。
- ・後述（7）に記載のコールセンターの設置終了後は、申請者への連絡を事務局で実施すること。
- ・審査や問合せ対応等の事務マニュアルを作成し、県及び関係者間で共有すること。

（6）広報

ア ウェブサイト

（ア）契約後速やかに専用ウェブサイトを作成し、広報を実施すること。

具体的な広報内容は以下のとおり。

- ・制度の概要
 - ・対象者
 - ・対象経費
 - ・受付期間（受付開始日の周知は必須）
 - ・提出方法
 - ・提出先
 - ・その他、必要と考える内容があれば県に提案の上、協議すること。
- （イ）ホームページ最下部には、サイトポリシーとして運営主体（受託者名）を明記するとともに、静岡県からの委託を受けた旨を合わせて記載すること。
- （ウ）申請が支援金予算額に達した時点で、受付を停止する旨の広報を実施すること。
その際、メールについては受信日、郵送については到達日で判断することを明記すること。
- （エ）よくある質問を掲載し、期間中は内容の充実を図ること。
- （オ）申請件数、申請金額を掲載し、リアルタイム（1日単位）で更新すること。

イ 郵送

- （ア）昨年度に本支援金の需給を受けた者に対し、県が提供するチラシデータを印刷し、郵送すること。なお、封筒は受託者が用意するものとし、封筒前面に「特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金のお知らせ」を明記すること。また、送付先に関する情報は、県が提供する。
- （イ）郵送は、県から送付先の情報を受領した日から30日以内に郵送し、完了次第、県に報告すること。

(ウ) あて所に尋ねあたらない等で返送となった送付先については、県に報告すること。

(7) コールセンターの設置

申請者（予定者を含む。）からの問合せに対応するため、本事業専用のコールセンターを設置し、十分な人員を配置するとともに、円滑かつ誠実に一元的な案内を行うことができる体制を整備すること。具体的な内容は以下のとおり。

- ・設置期間は令和7年4月14日（月）から7月31日（木）までとする。

なお、開設の時期は県との協議により決定し、申請受付の状況によって短縮する場合がある。

- ・開設は平日9時から17時までとする（土曜日、日曜日、休日は運営しない。）。

- ・申請に関する諸条件について、丁寧な説明、必要なサポートを実施すること。

- ・本事業に関する問合せへの対応を実施すること。

- ・対応した内容に関して、相手方の連絡先とともに問合せ内容を記録し、容易に検索できる形で一元的に登録・管理すること。

- ・事務局と緊密に連携すること。

- ・入電数、応答数及び問合せの概要について、翌日（翌日が閉庁日の場合は翌開庁日）午前中までに県に報告すること。

- ・問合せ対応業務従事者に対しては相談・問合せの対応に必要な知識、技能等の研修等を行うこと。

また、本事業に従事する者との間で、秘密保持などの遵守事項を定め取り交わすこと。

(8) その他の事項

ア 受託者が本事業の実施にあたり作成した成果品の著作権は、県に帰属する。

イ 本事業の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任において解決（解決に要する一切の費用負担を含む。）すること。

ウ このほか事業を遂行する上で実施が適切と考えられる項目は、任意で提案すること。

5 事業を実施する上での提出書類及び様式

(1) 本事業を実施するにあたり、業務計画書（様式第1号）を提出すること。

(2) 本事業を実施するにあたり、適切な業務の実施及び支出委託金の管理等のため、業務責任者を1名以上設定し、業務責任者等報告書（様式第2号）を提出すること。
責任者の変更があった場合も同様に提出すること。

(3) コールセンター設置後、速やかに窓口開設報告書（様式第3号）を提出すること。

6 実施体制

(1) 連絡体制

ア 事業の実施にあたって、県との協議、関係者との連絡調整等が迅速かつ密接に行えるよう体制を整え、その体制を県に報告すること。

イ 経費、事業の進捗状況等について、県から報告を求められた際は速やかに対応する

こと。

(2) 人員配置

- ア 本事業を指揮監督する総括責任者を配置すること。
- イ 遅滞なく業務が遂行できるよう必要な人員を確保すること。
- ウ やむを得ない場合を除き、総括責任者を変更しないこと。

(3) 事業運営

- ア 企画立案、実施のほか、本事業従事者を十分指導して円滑に業務を行わせること。
- イ 本事業を安全に実施できるよう管理を行うこと。

7 リスク管理

受託者は次に掲げるような業務上のリスク（以下「リスク」という。）を想定し、リスクの発生を抑制するための対策、体制を講じなければならないこと。また、仮にリスクが顕在化し、具体的な危機が発生した場合の対処方法を事前に定めておき、速やかに県に報告すること。

- (1) ウェブサイトの不正使用、利用者情報の流出
- (2) 書類の誤発送や電子メールの誤送信等による個人情報の漏えい
- (3) 書類の不適切管理による情報の漏えい、書類の紛失
- (4) 機器の操作誤り等による電子データの棄損や処理誤り
- (5) 受信メールサーバーの容量オーバーによるシステムダウン
- (6) その他、ウイルス感染、ハッキング等によるものを含む上記に類似するリスク

8 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じていること。また、取り扱いにあたっては、静岡県個人情報保護条例をはじめとする関係法令を遵守すること。

9 成果物

- (1) 申請受付事務委託実績報告書（本業務に当たり作成したマニュアル、問合せ記録、その他県が必要と認めた資料等を含む） 一部
- (2) 全申請者の所在地、名称、代表者、業種、電話番号、支援金額等を取りまとめたデータ（EXCEL形式）、必要書類及び審査に用いた資料 一式

10 納入場所

静岡県庁東館9階 静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

11 再委託

受託者は契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

12 その他

- (1) 本事業で知り得た秘密や資料を他人に漏らしてはならない。また、業務を遂行するための個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護

に関する条例等を遵守すること。

- (2) 受託者は本事業の期間において、県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、県は本事業の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、その都度、県及び関係者と協議の上決定する。ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- (4) 受託者はやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には予め静岡県と協議の上承認を得ること。
- (5) 本委託事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は静岡県の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

仕様書 5 (1)
様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

業務計画書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した令和 6 年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援
事業業務委託仕様書 5 (1) の規定により、業務計画書を下記のとおり提出します。

記

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---------------------|
| 実施期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
| 事業の内容 | |

仕様書 5 (2)
様式第 2 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

業務責任者等報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した令和 6 年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援
事業業務委託仕様書 5 (2) の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------|----------|
| 選 任 日 | 令和 年 月 日 |
| 業務責任者 | |

仕様書 5 (3)
様式第 3 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

窓口開設報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

令和 年 月 日付けで締結した令和 6 年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業業務委託仕様書 5 (3) の規定により、窓口開設報告書を下記のとおり提出します。

記

| | |
|--------------------|----------|
| 開設日 | 令和 年 月 日 |
| 専用電話回線 | |
| メールアドレス または URL | |

仕様書 9 (1)
様式第 4 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

申請受付事務委託実績報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した令和~~5~~6年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業業務委託について、下記のとおり事業が完了したので、同業務委託仕様書 9 (1) の規定により申請受付事務委託実績報告書を提出します。

記

| | |
|-------|-------------------------------|
| 委託業務名 | 令和 6 年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業業務委託 |
| 契約年月日 | 令和 年 月 日 |
| 契約期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |
| 完了年月日 | 令和 年 月 日 |